

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則

平成 15 年 4 月 1 日 規則第 83 号

最終改正 令和 5 年 10 月 17 日 規則第 58 号

注 令和 5 年 10 月 17 日規則第 58 号による改正は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 52 号）の施行の日から施行につき、現行条文と並列して登載した。

（食用に供することができるふぐ）

第 1 条 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成 14 年埼玉県条例第 78 号。以下「条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する食用に供することができるふぐは、別表の上欄に掲げる種類のふぐとする。

（有毒部位）

第 2 条 条例第 2 条第 1 号に規定する有毒部位は、別表の上欄に掲げるふぐの種類に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる部位以外の部位及び雌雄同体のふぐの生殖巣とする。

（免許を与えられる者）

第 3 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号の規則で定める者は、東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行うふぐの処理に係る試験（神奈川県知事が行うものにあつては昭和 62 年 4 月以後、鹿児島県知事が行うものにあつては昭和 58 年 4 月以後に行われたものに限る。）に合格し、当該都県知事のふぐの処理に係る免許を受けている者で、知事が行う条例及びこの規則に関する講習を受講したものと

一部改正〔平成 27 年規則 62 号・令和元年 22 号・4 年 46 号〕

（試験科目）

第 4 条 条例第 4 条に規定するふぐ処理者試験の試験科目は、次のとおりとする。

一 学科試験

- イ 条例及びこの規則に関する知識
- ロ 水産食品の衛生に関する知識
- ハ ふぐに関する一般知識

二 実技試験

- イ ふぐの種類及び内臓の識別に関すること。
- ロ ふぐの処理技術

一部改正〔令和 4 年規則 46 号〕

（試験の告示）

第 5 条 知事は、ふぐ処理者試験の出願期日、試験期日、試験会場、試験方法その他試験の施行について必要な事項を告示する。

一部改正〔令和 4 年規則 46 号〕

第6条 削除

〔令和4年規則46号〕

(免許等)

第7条 条例第7条のふぐ処理者免許証（以下「免許証」という。）の交付を申請しようとする者は、様式第一号のふぐ処理者免許証交付申請書に次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 条例第3条第2項第1号に掲げる者

ふぐ処理者試験に合格したことを証する書面の写し、医師の診断書（精神の機能の障害に関する診断書をいう。次号において同じ）及び写真

二 条例第3条第2項第2号に掲げる者

第3条に規定する試験に合格したことを証する書面の写し、ふぐの処理に係る免許を受けている旨を証する書面の写し、医師の診断書及び写真

2 免許証の様式は、様式第二号のとおりとする。

一部改正〔令和元年規則22号・4年46号〕

(免許証の再交付)

第8条 条例第8条第1項の規則で定める免許証の記載事項は、氏名とする。

2 条例第8条第1項の規定による申請は、様式第3号のふぐ処理者免許証再交付申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に提出してしなければならない。

一 免許証（亡失した場合を除く。）

二 戸籍の抄本、変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類（氏名を変更する場合に限る。）

三 写真

一部改正〔平成24年規則53号・令和4年46号〕

(免許証の返納)

第9条 条例第8条第3項、第9条又は第10条第3項の規定により免許証を返納しようとする者は、様式第4号のふぐ処理者免許証返納届を知事に提出しなければならない。

一部改正〔令和4年規則46号〕

(ふぐ処理者の義務)

第10条 条例第12条第1項第6号の規則で定める事項は、ふぐの運搬又は貯蔵に際して紛失及び盗難を防止する処置を講ずることとする。

一部改正〔令和4年規則46号〕

(認定の申請)

第11条 条例第13条の規定によりふぐ処理施設の認定を受けようとする者は、様式第5号のふぐ処理施設認定申請書に専任のふぐ処理者の免許証の写し又はふぐ処理者の免許を有することを証するものとして知事が認める書類を添えて、提出しなければならない

一部改正〔平成18年規則63号・令和4年46号〕

(認定書の様式)

第12条 条例第14条第2項に規定するふぐ処理施設認定書(以下「認定書」という。)の様式は、様式第6号のとおりとする。

一部改正〔令和4年規則46号〕

(地位の承継)

第13条 条例第16条第2項の規定により認定書の交付を申請しようとする者は、様式第7号のふぐ処理施設認定書交付申請書に次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる書類及び地位の承継前の営業者が交付を受けた認定書を添えて、提出しなければならない。

一 相続による承継の場合

戸籍の謄本又は不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)

第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報

一覧図の写し並びに相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により

営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

二 合併又は分割による承継の場合

合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

注 令和5年10月17日規則第58号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行

第13条中「申請しようとする者」の下に「(次項において「申請者」という。)」を加え、同条中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条に第1号として次の一号を加える。

一 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類

第13条に次の一項を加える。

2 前項の規定による申請をする場合であつて、専任のふぐ処理者に変更があつたときは、申請者は、変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えなければならない。

一部改正〔平成17年規則70号・18年63号・27年62号・令和2年91号・4年46号〕

(認定書の再交付)

第14条 条例第17条第1項の規定により認定書の再交付を申請しようとする営業者は、様式第8号のふぐ処理施設認定書再交付申請書を提出しなければならない。この場合において、認定書の記載事項を変更する者又は認定書を毀損した者が認定書の再交付を申請しようとするときは、当該認定書を添えなければならない。

一部改正〔平成18年規則63号・令和4年46号〕

(認定書の返納)

第15条 条例第15条第2項又は第17条第3項の規定により認定書を返納しようとする者

は、様式第9号のふぐ処理施設認定書返納届を提出しなければならない。

一部改正〔平成18年規則63号・令和4年46号〕

(変更の届出)

第16条 条例第18条の規定により変更の届出をしようとする者は、様式第10号の専任のふぐ処理者変更届に変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを添えて、提出しなければならない。

注 令和5年10月17日規則第58号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第52号）の施行の日から施行

第16条に次のただし書を加える。

ただし、第13条第2項の規定により変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写しを提出した場合については、この限りでない。

一部改正〔平成18年規則63号・令和4年46号〕

(廃止の届出)

第17条 条例第19条の規定によりふぐ処理施設の廃止の届出をしようとする者は、様式第11号のふぐ処理施設廃止届に当該認定書を添えて、提出しなければならない。

一部改正〔平成18年規則63号・令和4年46号〕

(ふぐの販売等)

第18条 条例第23条第1項第3号の規則で定めるものは、食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条第1項の規定により魚介類販売業又は魚介類競り売り営業の許可を受けた者とする。

一部改正〔平成16年規則7号・令和3年44号・4年46号〕

(身分証明書)

第19条 条例第25条第2項に規定する身分を示す証明書は、食品衛生法に基づく都道府県等食品衛生監視指導計画等に関する命令（平成21年内閣府・厚生労働省令第7号）第3条第2項に規定する食品衛生監視員の証とする。

一部改正〔平成16年規則7号・27年62号・28年41号・令和4年46号〕

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年2月27日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第70号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月31日規則第63号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年8月29日規則第78号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 (前略) 第 131 条 (中略) の規定 平成 21 年 4 月 1 日

附 則 (平成 24 年 7 月 6 日規則第 53 号)

この規則は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 8 月 25 日規則第 62 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 29 日規則第 41 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 12 月 10 日規則第 22 号)

この規則は、令和元年 12 月 14 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定及び様式第 1 号の改正規定 (「滋賀県知事」の次に「、岡山県知事」を加える部分に限る。) は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 2 年 12 月 15 日規則第 91 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 30 日規則第 44 号)

この規則は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 4 年 3 月 29 日規則第 46 号)

1 この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 18 条を削り、第 19 条を第 18 条とし、第 20 条を第 19 条とする改正規定及び様式第 12 号から様式第 14 号までを削る改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則 (令和 5 年 10 月 17 日規則第 58 号)

1 この規則は、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律 (令和五年法律第五十二号) の施行の日から施行する

2 この規則による改正前の埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第一条関係）

食用のふぐの種類（標準和名）	可食部位
くさふぐ	筋肉
こもんふぐ （岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
ひがんふぐ （岩手県越喜来湾及び釜石湾並びに宮城県雄勝湾で漁獲されたものを除く。）	筋肉
しょうさいふぐ	筋肉及び精巣
まふぐ	筋肉及び精巣
めふぐ	筋肉及び精巣
あかめふぐ	筋肉及び精巣
とらふぐ	筋肉、皮及び精巣
からす	筋肉、皮及び精巣
しまふぐ	筋肉、皮及び精巣
ごまふぐ	筋肉及び精巣
かなふぐ	筋肉、皮及び精巣
しろさばふぐ	筋肉、皮及び精巣
くろさばふぐ	筋肉、皮及び精巣
よりとふぐ	筋肉、皮及び精巣
さんさいふぐ	筋肉
いしがきふぐ	筋肉、皮及び精巣
はりせんぼん	筋肉、皮及び精巣
ひとつらはりせんぼん	筋肉、皮及び精巣
ねずみふぐ	筋肉、皮及び精巣
はこふぐ	筋肉及び精巣
なしふぐ （有明海、橘湾並びに香川県及び岡山県の瀬戸内海域で漁獲されたものに限る。）	筋肉並びに有明海及び橘湾で漁獲され、長崎県が定める要領に基づき処理されたものの精巣

備 考

- 一 本表は、日本の沿岸域、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるふぐに適用する。
- 二 可食部位とは、有毒部位を除去することにより人の健康を損なうおそれがないと認められる部位をいう。
- 三 有明海とは、次に掲げる直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、長崎県及び佐賀県との境界から熊本県及び福岡県との境界に至る直線より南側の海面をいう。
 - イ 長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線
 - ロ 熊本県染岳から高松山三角点に至る直線
 - ハ 熊本県天草上島恵比須鼻から大矢野岳に至る直線
 - ニ 熊本県三角灯台から中神島を経て三角岳に至る直線
- 四 橘湾とは、長崎県瀬詰崎から熊本県天神山に至る直線、長崎県脇岬南端から南に樺島に至る直線、樺島南端から熊本県魚貫崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面をいう。
- 五 香川県及び岡山県の瀬戸内海域とは、愛媛県四国中央市仏崎から愛媛県魚島東端見通し線、香川県と徳島県との境界から兵庫県上島灯台見通し線及び陸岸によって囲まれた海面のうち香川県及び岡山県の漁業者が操業できる海面をいう。
- 六 筋肉には骨を、皮にはひれを含む。
- 七 2種類のふぐの中間種の個体にあつては、当該2種類ともに可食部位とされている部位を可食部位とする。

様式第1号

ふぐ処理者免許証交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日

年 月 日生

電話番号

()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第7条の規定により、ふぐ処理者免許証の交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例の該当条項

(1) 第3条第2項第1号(埼玉県知事が実施するふぐ処理者試験に合格した者)

ふぐ処理者試験に合格した年	年
受験番号	第 号

(2) 第3条第2項第2号(東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行う試験に合格し、免許を受けている者)

都 県 名			
試験合格番号 第 号	合格年月日	年 月 日	
免許番号 第 号	免許年月日	年 月 日	
埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則第3条に規定する講習を受講した年月日		年 月 日	

2 ふぐ処理者免許の取消処分を受けたことの有無

(該当するものにチェックしてください。)

有(ある場合は、次の欄についても記入してください。)

ふぐ処理者免許の取消処分年月日	年 月 日
ふぐ処理者免許の取消処分を受けた理由	

無

添付書類

- 1 本県のふぐ処理者試験に合格した者 その事実を証する書面の写し
- 2 東京都知事、神奈川県知事、滋賀県知事、岡山県知事、徳島県知事又は鹿児島県知事が行う試験に合格した者 当該試験に合格したことを証する書面の写し及び当該免許証の写し
- 3 医師の診断書(精神の機能の障害に関する診断書)
- 4 写真

一部改正〔平成20年規則78号・27年62号・令和元年22号・4年46号〕

様式第2号

(表 面)

免許番号 第 号		写真貼付
ふぐ処理者免許証		
氏 名		
生年月日	年 月 日生	
	年 月 日	
埼玉県知事	印	

(裏 面)

< 注 意 事 項 >

- 1 ふぐ処理者は、規則で定める免許証の記載事項に変更があったとき、又は免許証を亡失し、若しくは毀損したときは、速やかに、免許証の再交付を知事に申請しなければならない。
- 2 ふぐ処理者でなくなる場合は、免許証を返納しなければならない。
- 3 ふぐ処理者は、条例で定める事項を遵守しなければならない。
- 4 ふぐ処理者は、免許証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 5 ふぐ処理者は、免許証を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

一部改正〔令和4年規則46号〕

様式第3号

ふぐ処理者免許証再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第8条第1項の規定により、下記のとおりふぐ処理者免許証の再交付を申請します。

記

- 1 免許番号 第 号
- 2 免許年月日 年 月 日
- 3 再交付を受けようとする理由

添付書類

- 1 ふぐ処理者免許証（亡失した場合を除く。）
- 2 戸籍の抄本、変更事項に係る住民票の記載事項証明書その他申請の原因となる事実を証するものとして知事が認める書類（氏名を変更する場合に限る。）
- 3 写真

一部改正〔平成20年規則78号・24年53号・令和4年46号〕

様式第4号

ふぐ処理者免許証返納届

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

生年月日 年 月 日生

電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例

第8条第3項

第9条

第10条第3項

の規定により、ふぐ処理者免許

証を返納します。

様式第5号

ふぐ処理施設認定申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 保健所長

申請者
住 所
フリガナ
氏 名
〔法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕
電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第13条の規定により、下記のとおりふぐ処理施設の認定を申請します。

記

ふぐ処理施設	名称	
	所在地	
	電話番号	()
営業施設符号		
営業の種類		
専任のふぐ 処理者に係 る事項	氏名	
	住所	
	免許番号	第 号
	免許年月日	年 月 日

添付書類

次に掲げる書類のいずれかを提出してください。

- ・専任のふぐ処理者の免許証の写し
- ・条例附則第2項の規定により免許を受けた者であることを証する書面の写し又は同項の規定により免許を受けた者であることを証するものとして知事が認める書面の写し

一部改正〔平成18年規則63号・20年78号・令和2年91号・4年46号〕

ふぐ処理施設認定書

営業者の氏名

ふぐ処理施設の所在地

ふぐ処理施設の名称

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第13条の規定によるふぐ処理施設として認定します。

年 月 日

埼玉県 保健所長 氏 名印

様式第7号

ふぐ処理施設認定書交付申請書

年 月 日

(宛先)
埼玉県 保健所長

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

〔法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

営業者の地位を承継したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第16条第2項の規定により、下記のとおりふぐ処理施設認定書の交付を申請します。

記

- 1 地位の承継の原因 相続・合併・分割
- 2 地位の承継の年月日
- 3 地位の承継前の営業者の氏名及び住所
- 4 ふぐ処理施設認定年月日
- 5 営業施設符号

添付書類

- 1 地位の承継前の営業者が交付を受けたふぐ処理施設認定書
- 2 相続による承継の場合 戸籍の謄本又は不動産登記規則第247条第5項の規定により交付を受けた同条第1項に規定する法定相続情報一覧図の写し並びに相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者については、その全員の同意書
- 3 合併又は分割による承継の場合 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により営業を承継した法人の登記事項証明書

注意

- 1 「地位の承継の原因」は、該当するものを○で囲むこと。
- 2 「地位の承継の年月日」欄には、地位の承継の原因が発生した日を登記事項証明書等で確認して記載すること。

注 令和5年10月17日規則第58号により、生活衛生関係営業等の事業活動の継続に資する環境の整備を図るための旅館業法等の一部を改正する法律(令和5年法律第52号)の施行の日から施行

様式第7号中「相続・合併・分割」を「譲渡・相続・合併・分割」に、

「5 営業施設符号」を

「5 営業施設符号

6 専任のふぐ処理者に係る事項

(1) 氏名

(2) 住所

(3) 免許番号

(4) 免許年月日

に改め、同様式の添付書類中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。

2 譲渡による承継の場合 営業の譲渡が行われたことを証する書類

様式第7号の添付書類に次のように加える。

5 営業者の地位の承継に当たり、専任のふぐ処理者に変更があった場合 変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し

一部改正〔平成17年規則70号・18年63号・20年78号・令和2年91号・4年46号〕

様式第8号

ふぐ処理施設認定書再交付申請書

年 月 日

(宛先)

埼玉県 保健所長

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

〔法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第17条第1項の規定により、下記のとおりふぐ処理施設認定書の再交付を申請します。

記

- 1 ふぐ処理施設の名称
- 2 ふぐ処理施設の所在地及び電話番号

()

- 3 ふぐ処理施設認定年月日
- 4 営業施設符号
- 5 再交付を申請する理由

添付書類

ふぐ処理施設認定書（亡失した場合を除く。）

様式第9号

ふぐ処理施設認定書返納届

年 月 日

(宛先)

埼玉県 保健所長

申請者

住 所

フリガナ

氏 名

〔法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例〔第15条第2項
第17条第3項〕の規定により、ふぐ処理施設認

定書を返納します。

様式第 10 号

専任のふぐ処理者変更届

年 月 日

(宛先)

埼玉県 保健所長

届出者

住 所

フリガナ

氏 名

〔法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

専任のふぐ処理者を変更したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第18条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ふぐ処理施設の名称
- 2 ふぐ処理施設の所在地
- 3 営業施設符号
- 4 変更内容
 - (1) 変更前
 - (2) 変更後
- 5 変更年月日

添付書類

変更後の専任のふぐ処理者の免許証の写し

一部改正〔平成 18 年規則 63 号・20 年 78 号・令和 2 年 91 号・4 年 46 号〕

ふぐ処理施設廃止届

年 月 日

(宛先)

埼玉県 保健所長

届出者

住 所

フリガナ

氏 名

〔法人にあっては、名称、主たる事
務所の所在地及び代表者の氏名〕

電話番号 ()

ふぐ処理施設を廃止したので、埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例第19条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 ふぐ処理施設の名称
- 2 ふぐ処理施設の所在地
- 3 ふぐ処理施設認定年月日
- 4 営業施設符号
- 5 廃止する理由
- 6 廃止年月日

添付書類

ふぐ処理施設認定書